

第三十四条の二十六の六 法第四十一条の第二項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。
(新設)

- 一 生活介護又は自立訓練 法第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスの種類は、地域密着型通所介護（介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十九項に規定する地域密着型通所介護をいう。次号において同じ。）及び指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをいい、介護保険法施行規則第十七条に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。次号において同じ。）
- 二 短期入所 小規模多機能型居宅介護及び指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス

第三十四条の二十六の七 生活介護、短期入所又は自立訓練について法第四十一条の第二項の厚生労働省令で定める地域密着型介護予防サービスの種類は、介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）とする。
(新設)

第三十四条の二十六の八 法第四十一条の第二項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。
(新設)

- 一 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業所の管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る障害福祉サービスの種類
- 三 前号に係る障害福祉サービスについて法第四十一条の第二項に規定する特例による指定を不要とする旨

(事業の廃止又は休止)

第三十四条の二十六の九 法第四十一条の第二項に規定する者であつて、介護保険法第四十二条の第二項に規定する指定地域密着型サービス（第三十四条の二十六の六に定める種類の地域密着型サービスに係るものに限る。）の事業又は同法第五十四条の第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

- イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
- ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者名

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

2 前項の届出は、介護保険法第三十一条の十三第四項又は第四百四十条の三十第四項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行うことができる。

(事業の廃止又は休止)

第三十四条の二十六の十

法第四十一条の二第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る法第三十六条第一項の指定を受けたものは、児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援(第三十四条の二十六の三に定める種類の通所支援に係るものに限る。)の事業又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(第三十四条の二十六の四に定める種類の居宅サービスに係るものに限る。)の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係るものに限る。)の事業、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス(第三十四条の二十六の六に定める種類の地域密着型サービスに係るものに限る。)の事業若しくは同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。)の事業(当該指定に係る事業所において行うものに限る。)を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き

口 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き
続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者名

四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 前項の届出は、児童福祉法第二十一条の五の十九第二項又は介護保険法第七十五条第二項、第七十八条の五第二項若しくは第百十五条の十五第二項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行うことができる。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から 第四項まで 第三十四条の十一第一項か ら第四項まで 第三十四条の十二 第三十四条の十四 第三十四条の十五 第三十四条の十六	都道府県知事	指定都市の市長

(新設)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九 第三十四条の十一 第三十四条の十二 第三十四条の十四 第三十四条の十五 第三十四条の十六	都道府県知事	指定都市の市長

(略)	(略)	(略)	(略)	第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四 項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号
				都道府県知事 市町村長 は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせる
(略)	(略)	(略)	(略)	指定都市の市長 指定都市の市長 を省略させる

第七十一条 (中核市の特例)

令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(新設) 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四 項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 (新設) 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第三十五条第四項 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号
				(新設) (新設) (新設) (新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(新設) (新設) (新設)

第七十一条 (中核市の特例)

令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九第一項から 第三項まで 第三十四条の十一第一項か ら第四項まで 第三十四条の十二 第三十四条の十四 第三十四条の十五 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四 項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号 第三十四条の九第四項	都道府県知事	中核市の市長
場合又は	都道府県知事	中核市の市長
場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に	中核市の市長	

(新設) 第三十四条の七 第三十四条の八 第三十四条の九 第三十四条の十一 第三十四条の十二 第三十四条の十四 第三十四条の十五 第三十四条の十六 第三十四条の十七 第三十四条の十八 第三十四条の十九 第三十四条の二十の三第四 項 第三十四条の二十二 第三十四条の二十三 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 (新設) 第三十四条の三十 第三十四条の五十七 第三十四条の五十八 第五十七条 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	都道府県知事
(新設)	(新設)	中核市の市長

(健康保険法施行規則の一部改正)
第八條 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

第三十四条の九第五項				都道府県知事
第三十四条の十一第五項				
(略)	(略)	市町村長	は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせる	
(略)	(略)	中核市の市長	中核市の市長	都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができ、

(新設)				
(略)	(略)	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(新設)	(新設)	

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第九十八條 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給 二 十一 (略) (令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第百六條 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略)		(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第九十八條 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給 二 十一 (略) (令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第百六條 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略)	
--	--	--	--

改 正 後 第九十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第九十六條 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略) (令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第九十七條 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略)	改 正 前 (令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第八十六條 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略) (令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第九十六條 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略) (令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第九十七條 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略)
第九條 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。	(傍線部分は改正部分)
(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第七條 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第一百十條第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略)	(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付) 第七條 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第一百十條第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給 二 十八 (略)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

数字記入例		人口動態調査死亡票 2		平成 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査	
市区町村符号及び保健所符号		事件簿番号		平成 年 月 日 保健所受付		照会	
(1) 氏 名		(3) 生 年 月 日		(4) 死 亡 し た と き			
(2) 男 女 別		(6) 死 亡 し た 人 の 住 所		(8)(9) 死亡した人の夫または妻			
(5) 死亡した人の国籍		(11) 死亡したときの世帯の主な仕事		(12)(13) 死亡したところの種別			
(7) 死亡した人の国籍		(10) 原死因		(14) 死亡原因			
(15) 死因の種類		(16) 外因死の追加事項		(17) 出生時体重			
(18) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名		(19) 備考		(20) 備考			

(人口動態調査令施行細則の一部改正)
第十條 人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。
様式第二号を次のように改める。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

様式第七号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

人口動態調査死亡小票

平成 年 月 日 市区町村受付

市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

平成 年 月 日 保健所受付

(1) 氏 名		(3) 生 年 月 日		(4) 死 亡 し た と き	
		明・大・昭・平 年 月 日 午前 午後 時 分		昭・平 年 月 日 午前 午後 時 分	
(2) 男 女 別 ☐ 男 ☐ 女	(6) 死亡した人の住所 日本 ☐ 日本外 ☐				
(7) 死亡した人の国籍 日本 ☐ 韓国 ☐ 中国 ☐ フグ ☐ タイ ☐ 米国 ☐ 英国 ☐ フラ ☐ ベル ☐ その他 ☐ 不詳 ☐		(8)(9) 死亡した人の夫または妻 いる ☐ 満 歳 ☐ いない(未婚 死別 離別) ☐ 不詳 ☐			
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事 1 農家 2 自営 3 勤 I 4 勤 II 5 その他 6 無職		(11) 死亡したときの職業・産業 職業 ☐ 産業 ☐		(12)(13) 死亡したところの種類 1 病院 2 診療所 3 介護施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他 施設の名称	
原死因符号	外因の状況符号	発生したところ符号	傷害発生したところ符号	母側符号	
(14) 死亡の原因の原 因	(ア) 直接死因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間			
	(イ) (イ)の原因				
	(ウ) (イ)の原因				
	(エ) (イ)の原因				
	(オ) (イ)の原因				
(イ) ばねした影響等を及ぼす					
手術	1 無 2 有 ☐ ☐	部位及び主要所見	手術年月日 平成 年 月 日 昭和 年 月 日	解 1 無 2 有 ☐ ☐	主要所見
(15) 死因の種類	1 病死・自然死 ☐ 2 交通 3 転倒 4 溺水 5 火災 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 不詳の死		(17) 出生時体重 単胎・多胎の別 妊娠週数		
(16) 外因死の追加事項	傷害が発生したとき 平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところ 1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他() 傷害が発生したところ 都道府県 市 区町村 手段及び状況		出生 1 無 2 有 ☐ ☐ 3 不詳 ☐ 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 母の生年月日 昭・平 年 月 日 前回までの妊娠の結果 出生児 妊娠週数(22 週以後の死産児) 人 胎		
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名	住所 氏名	丁目 番地 番号	確認	備考	

(医師法施行規則の一部改正)

第十一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 一・二 (略) 三 死亡の場所及びその種別（病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」という。）で死亡したときは、その名称を含む。） 四十三 (略) 2 (略)	第二十条 医師は、その交付する死亡診断書又は死体検案書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。 一・二 (略) 三 死亡の場所及びその種別（病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「病院等」という。）で死亡したときは、その名称を含む。） 四十三 (略) 2 (略)

医 師 届 出 票

(年 12 月 31 日 現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 - 都 道 府 県		
(2) 氏 名	ふ り が な		電 話 市外局番 (-)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～19のうち1つ を記入すること。 主たる施設・業務 の種別 (1つ) 複数の施設に従事 している場合で2 番目に長時間従事 している施設につ いて01～18のうち 1つを記入するこ と。 従たる施設・業務 の種別 (1つ)	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者	
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者	
	医育機関 (医学部を有する大学 又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者 (医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者 (教官、教員、その他)	
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者	
	介護医療院	12 介護医療院の開設者又は法人の代表者 13 介護医療院の勤務者	
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者	
	(8) 主 たる 従 事 先 ((7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
	ふりがな	電 話	
	名 称	市外局番 (-)	
所 在 地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
(9) 従 たる 従 事 先 (複数の施設に従事している場合、(7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな	電 話		
名 称	市外局番 (-)		
所 在 地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村		
主たる従事先の状況 (以下の (10) ～ (12) 欄は、(7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者 (ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他		
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

裏面へ続く

第二号書式を次のように改める。